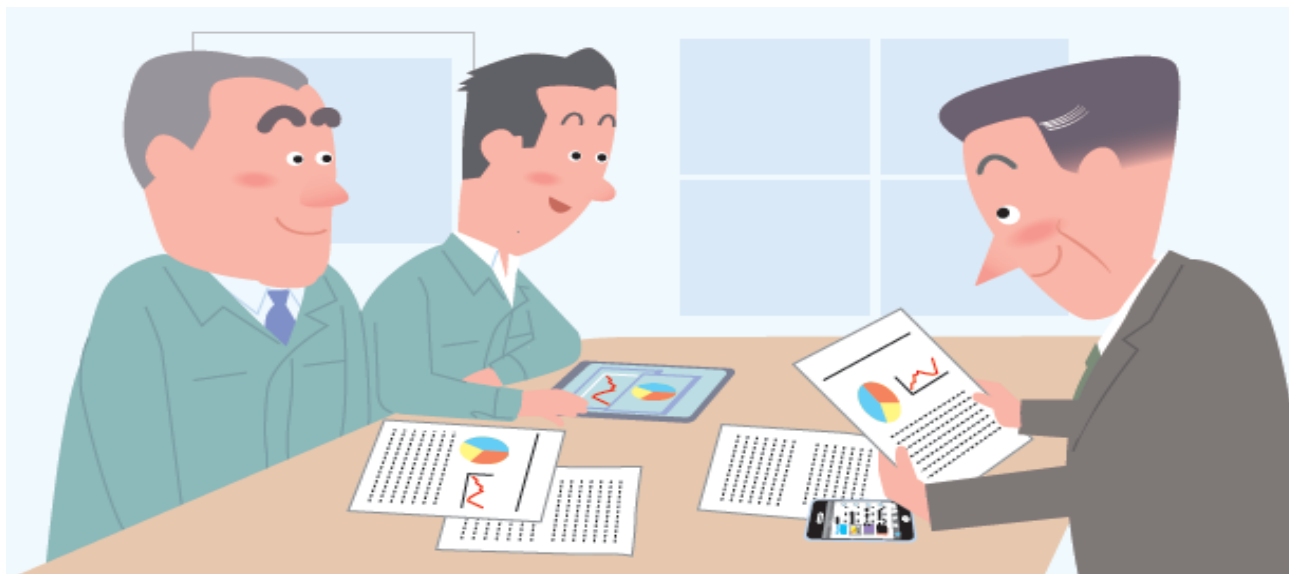


中小企業の取引条件改善への取組について ～価格交渉促進月間とパートナーシップ構築宣言～



令和4年12月

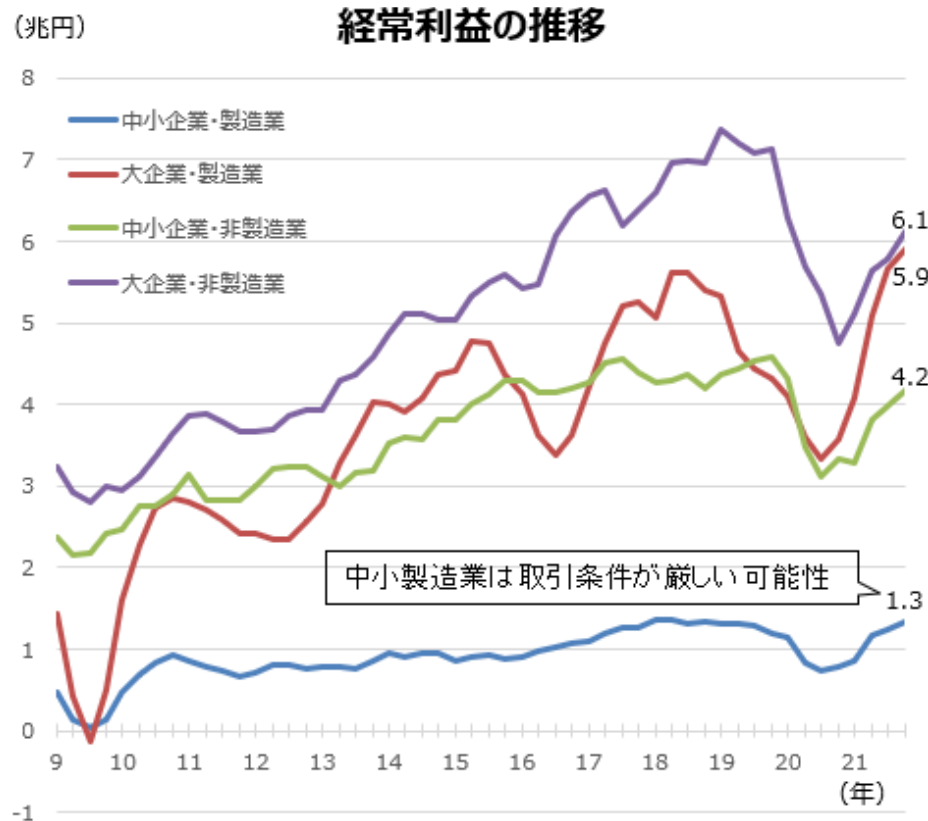
経済産業省九州経済産業局

産業部取引適正化推進室

1. 「経済の好循環」を実現するためには中小企業との取引条件の改善が必要

エネルギー価格・原材料価格の高騰への対応だけでなく、中小企業の賃上げといった分配の原資を確保する上でも、取引適正化は重要。

リーマン・ショック以降、中小企業、なかでも中小製造業は低迷しており、中小製造業は取引条件が厳しい可能性。



経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について (抜粋)
(平成26年12月16日)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seirousi/26torikumi.pdf>

- 経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、**取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む**ものとする。
- 平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、**継続的にフォローアップ**を行っていくこととする。

岸田内閣総理大臣方針演説 (抜粋)

(第207回国会における所信表明演説、令和3年12月6日)

- 下請けGメン倍増による下請け取引の適正化**や、大企業と中小企業の共存共栄のためのパートナーシップ構築宣言推進により、賃上げに向けた環境を整えます。

(第208回国会における施政方針演説、令和4年1月17日)

- 賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、**中小企業が原材料費の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めます。**

資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。
後方四半期移動平均で算出。

2. 経済産業省の下請取引適正化に向けた取り組み

「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン：2016年9月）

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

重点5課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

働き方改革のしわ寄せ防止

短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず
適正なコストが負担されない、等

知的財産・ノウハウの保護

親事業者が自社のノウハウを無断で使って
内製化してしまった、等

業種横断的なルール of 明確化・厳格な運用（横軸）

ルール	内容
下請代金支払遅延等防止法	➤ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。
下請中小企業振興法 「振興基準」	➤ 下請中小企業の振興のため、「 振興基準 」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
(現在19業種52団体策定)
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**の策定・改訂。(現在19業種策定)

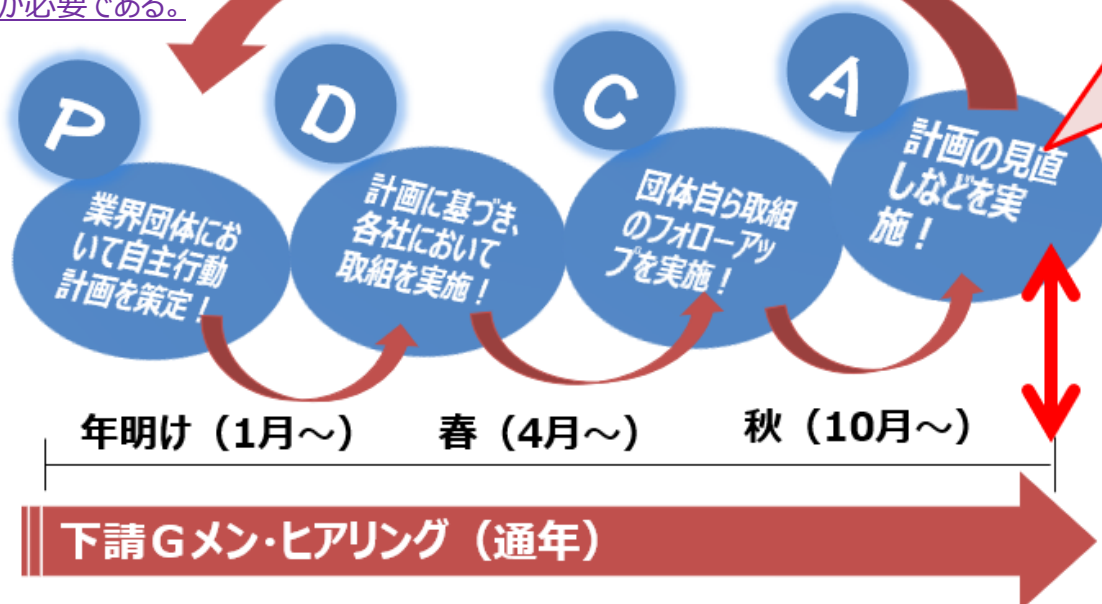
3. 下請ヒアリング ※下請中小企業振興法第26条

・「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」に基づき、地域の中小企業の取引適正化に繋げることを目的に、平成29年1月から「下請Gメン」によるヒアリングを実施。令和3年度からは、下請ガイドラインや自主行動計画を策定している業界業種別に調査（月別）スケジュールを策定。これに従い、中企庁及び各局は、計画的にヒアリング（事業計画ヒアリング）を実施中。

・令和4年度、「下請Gメン」を倍増（全国248名←120名）し、下請ヒアリングを全国1万件実施予定。

・「下請Gメン」は、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を示した下請振興法「振興基準」のうち、重点5課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、働き方改革のしわ寄せ防止、知財・ノウハウの保護）を主に聴取して、中企庁に報告。中企庁は、個々の取引における問題点（悪事例）を業種別に整理し、下請ガイドラインや自主行動計画の改善に繋げて、業種・業界全体のサプライチェーン取引適正化を進めているほか、今後は、下請振興法の指導・助言、下請代金法の執行に繋げることとしている。

※自主行動計画は策定して終わりではなく、PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていくことが重要である。また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、他の業種にも自主行動計画の取組を広げていくことが必要である。



取引条件改善に向けた取組を通じて把握した取引実態等を踏まえ、令和4年7月に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正。

これらを踏まえ、自主行動計画の改定を要請。

＜追記を要請した主な項目＞

- ① 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的段取り
- ② パートナリシップ構築宣言を実施すること、又は会員企業に実施を促すための取組の具体化
- ③ 価格交渉促進月間に合わせて、コスト上昇分の価格交渉に応じるとともに、価格転嫁に積極的に応じること

4. 価格交渉促進月間について 実施事項

- 依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。
- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、年12ヶ月のうち価格交渉頻度が高い3月と9月を「価格交渉促進月間」に設定し、価格交渉の浸透と定着を図る。

実施事項

1. 受注側企業への状況調査

- 価格交渉促進月間終了後に、受注側企業に対して、①アンケート調査（15万社）、②下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）を実施。

→状況の良くない発注側企業に対しては、下請振興法に基づく「指導・助言」を実施。

2. 発注側企業への周知

- 上記調査結果について、①先進的な取組、グッドプラクティスの公表、②アンケートの回答を集計し、公表、③下請代金法に違反する事案は、公取と連携して対処すること等を、発注側企業へ幅広く周知。

3. 広報

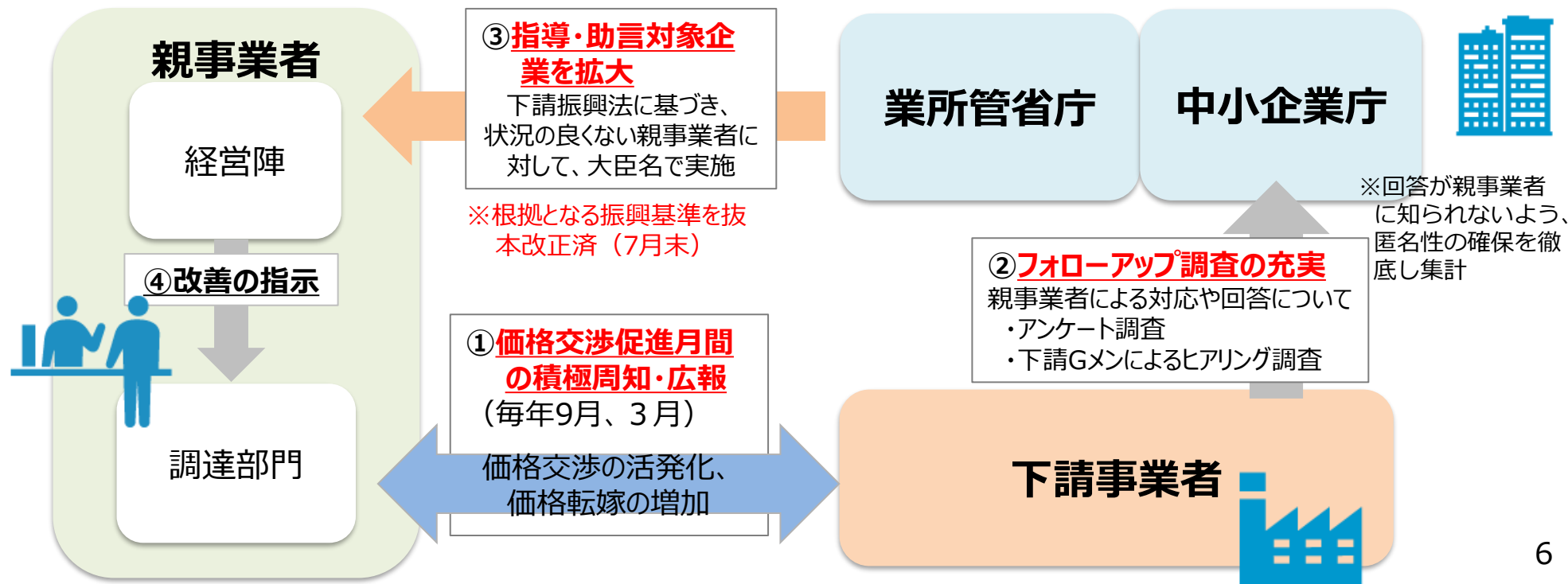
- 新聞広告や団体を通じた周知等を実施。

4. 講習・研修・相談等

- 受注側企業の価格交渉者向けの価格交渉についてのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施。

4. 価格交渉促進月間について 改善サイクルの強化

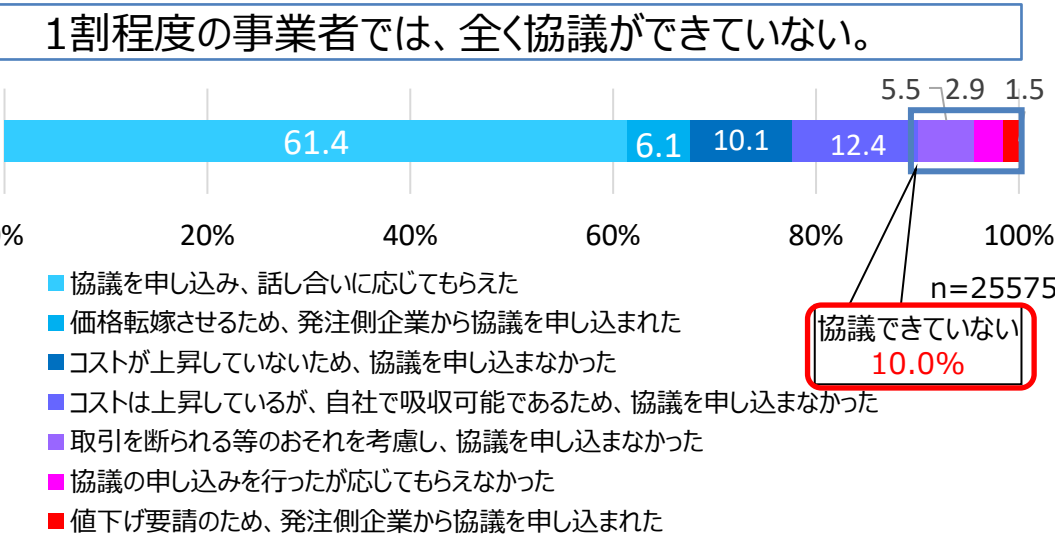
- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先にリーチできる予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、本年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 今回は、積極広報・周知により実効性を向上し、フォローアップ調査を充実させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、指導・助言の対象企業を拡大する。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



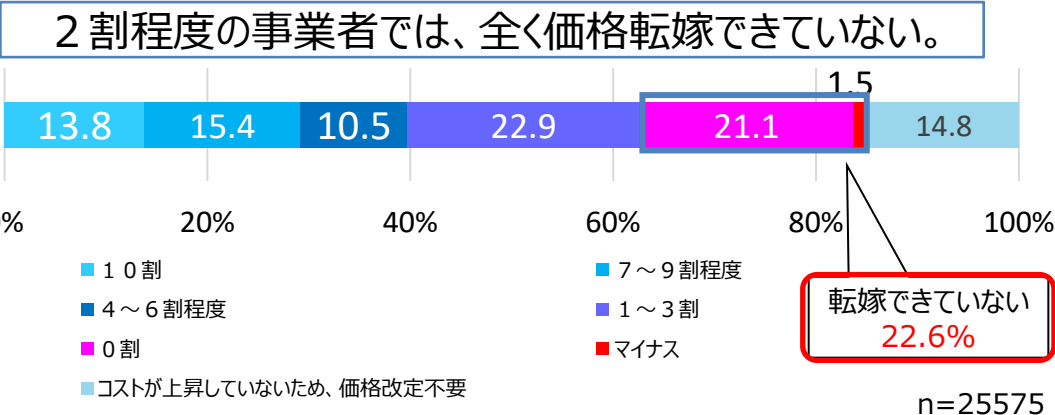
4. 価格交渉促進月間（2022年3月） 実施結果

- 下請へのしわ寄せを解消し、賃上げ原資を確保するためにも、取引先への価格転嫁は切実な課題。
- 経産省の調査では、1割が全く価格交渉できておらず、2割が全く価格転嫁できていない。

1. 発注側企業との価格交渉の実施状況



2. 価格転嫁を実現できた割合



3. 業種別の実施状況（スコアリングの結果）

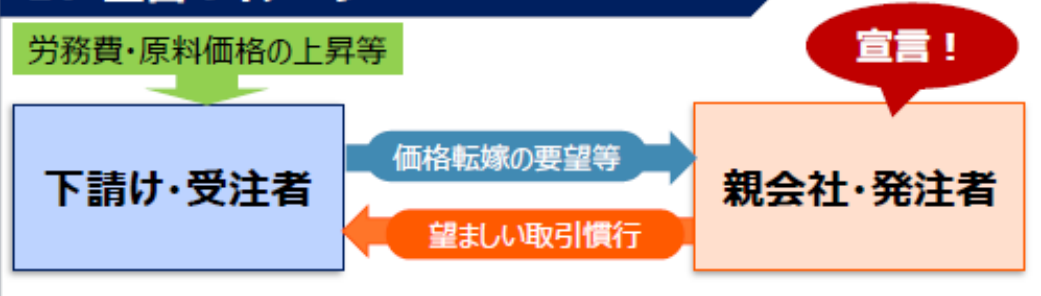
順位	価格交渉の協議状況	価格転嫁の達成状況
1位	繊維	化学
2位	鉱業・採石・砂利採取	機械製造
3位	機械製造	金属
4位	化学	電機・情報通信機器
5位	建材・住宅設備	食品製造
6位	電気・情報通信機器	建材・住宅設備
7位	卸売	卸売
8位	金属	紙・紙加工
9位	食品製造	造船
10位	紙・紙加工	石油製品・石炭製品製造
11位	飲食サービス	建設
12位	建設	繊維
13位	印刷	飲食サービス
14位	情報サービス・ソフトウェア	印刷
15位	製薬	小売
16位	石油製品・石炭製品製造	広告
17位	自動車・自動車部品	自動車・自動車部品
18位	造船	製薬
19位	電気・ガス・熱供給・水道	情報サービス・ソフトウェア
20位	小売	鉱業・採石・砂利採取
21位	通信	電気・ガス・熱供給・水道
22位	不動産・物品賃貸	不動産・物品賃貸
23位	広告	金融・保険
24位	放送コンテンツ	放送コンテンツ
25位	廃棄物処理	廃棄物処理
26位	トラック運送	通信
27位	金融・保険	トラック運送

※サンプル数が50以下の自主行動計画策定業種（航空宇宙、警備）は除く。
※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
※自主行動計画あるいは業種別ガイドライン策定業種については着色（約束手形についてのみ自主行動計画を策定している「金融」、「卸売」は、未策定業種として扱う）。

5. 「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携 (IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等)
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行 (「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5分野 (①価格決定方法、②型取引の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止))
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」(2020年5月)において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ



製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた**、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

5. 「パートナーシップ構築宣言」 公表する意義

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

16086 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■宣言企業に対する支援

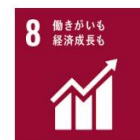
ロゴマークの使用

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



※「宣言」の取組を実践することで、**「SDGs」に掲げる5つの目標**に取り組んでいることになります。

3.すべての人に健康と福祉を
8.働きがいも経済成長も
9.産業と技術革新の基盤をつくろう
10.人や国の不平等をなくそう
17.パートナーシップで目標を達成しよう



5. 「パートナーシップ構築宣言」 公表する意義

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用することができます。
- いくつかの**補助金で加点**を受けることができます。

■ 賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%**以上を法人税額等から控除。

(適用期間：2022年 4月～2024年3月)

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、**マルチステークホルダー方針を公表していることが必要**

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要**

■ 補助金における加点措置

① モーダルシフト等推進事業費補助金

【9月2日～9月30日】

➡ **モーダルシフト等の物流効率化**を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく**総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費**」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する**モーダルシフト及び幹線輸送の集約化の初年度の運行経費**」を支援※。

※ただし、パートナーシップ構築宣言においてグリーン化の取組を宣言していること

② 事業再構築補助金の一部【第7次 7月1日～9月30日】

➡ 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

③ コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事業

(withコロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業)

➡ 収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関するイベントの実施に関する費用等を支援。

5. 「パートナーシップ構築宣言」 公表する意義

- コーポレートガバナンス・コードでは、サステナビリティを巡る課題として、「取引先との公正・適正な取引」が新たに位置づけられた。
- また、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針においては、取締役会の役割として、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況・実行状況を監督することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則 2－3 ① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「パートナーシップ構築宣言」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその実行状況について取締役会が監督することが有益である。

6. パートナースhip構築宣言に関するHP・お問合せ先

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp>

■日本商工会議所HP：「パートナーシップ構築宣言」に関する案内ページ（概要説明）

➡プロモーションビデオや「月間石垣」別冊（パートナーシップ構築宣言の特集記事）も掲載しています。

<https://www.jcci.or.jp/partnership/>



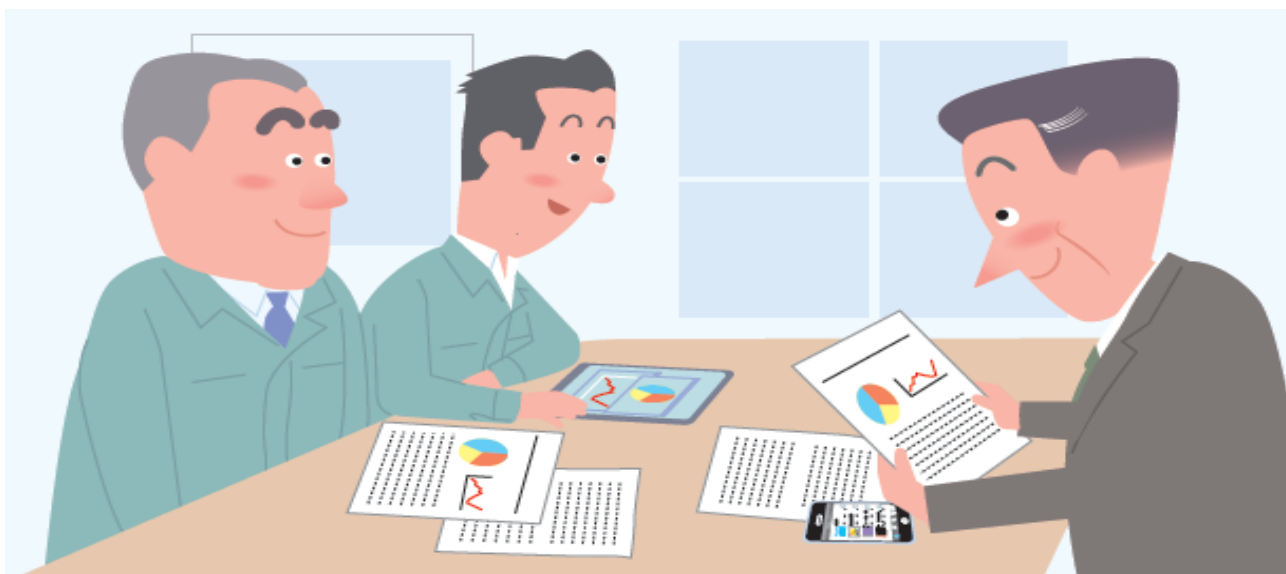
※「パートナーシップ構築宣言」についてのお問合せ先

中小企業庁 事業環境部 企画課

【TEL】03-3501-1765

【MAIL】s-chuki-kikaku@meti.go.jp

参 考 資 料



(参考 1) 下請中小企業振興法「振興基準」

※重点 5 課題

※赤字は、令和4年7月29日付け改正の主な新規事項（抜粋）

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、**下請事業者の賃上げ等**、労働条件の改善が進むよう**十分協議して決定する**。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、**年 1 回以上の協議を行う**。コストが上昇した場合等において、**下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる**。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等の支払いは60日以内とするよう努める。

第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、**下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない**。

第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等を取り扱う。

第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

第8 8. パートナースhip構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナースhip構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

(参考 2) 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体 (令和 4 年 1 0 月時点)

- 下請ガイドラインは現在19業種策定、
自主行動計画は現在19業種52団体策定。

<下請ガイドライン策定業種> ※詳細は中小企業庁HPより



業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業 (旧鉄鋼)	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	食品製造業	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン (令和3年12月策定) 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～
水産	水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
水産	養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン

<自主行動計画策定団体> ※詳細は中小企業庁HPより



業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材 (8 団体連名)		日本金型工業会 / 日本金属熱処理工業会 / 日本金属プレス工業協会 / 日本ダイカスト協会 / 日本鍛造協会 / 日本鋳造協会 / 日本鋳鍛鋼会 / 日本粉末冶金工業会
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維 (2 団体連名)		日本繊維産業連盟 / 繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会 (JEITA) ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業 (6 団体連名)		日本化学工業協会 / 塩ビ工業・環境協会 / 化成品工業協会 / 石油化学工業協会 / 日本ゴム工業会 / 日本プラスチック工業連盟
警備業 ※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業 ※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業 ※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会 ※約束手形の利用の廃止関係
商社		日本貿易会 ※約束手形の利用の廃止関係
印刷業		日本印刷産業連合会 (令和4年3月策定)



(参考3) 下請Gメンヒアリング等で把握した事例

- 令和4年3月取引問題小委員会にて、自主行動計画策定業種を中心に、特徴的に見られる取引上の問題と課題を集計分析した資料を提出。
- 「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果にて、業界別のランキングや下請Gメンヒアリングによる生声を掲載。



【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種

①【価格決定方法の適正化】

- 原材料の高騰については親事業者も認識があり、また親事業者から社会保険費用や燃料費の上昇について情報共有され、価格に反映してもらえている。（金属産業）
- ▲複数の自動車メーカーは見積価格に対し、厳しい価格の「ターゲット価格」を示してくる。ターゲット価格に近づくように仕様や部品を替えるように毎回指示される。（自動車）
- ▲2021年秋から現在まで、原材料費の上昇分の価格転嫁交渉を行っているが、値上げの幅・時期ともに回答をもらえていない。大手スーパーに価格決定権を握られており、これほどの原料高にもかかわらず価格改定の動きが鈍い。（小売業）
- ▲一般貨物運送は距離・重量別運賃が決まっており、労務費及びガソリン代等コストの反映は不十分。価格表改定には時間を要し、柔軟なコスト負担の対応が難しい。（トラック運送）
- ▲数年前の価格のまま改定できておらず、労務費上昇分を反映できずに困っている。取引先には、文書で価格協議について打診したが返事は無く、協議できずそのまま契約が自動更新した。強い交渉をすると、転注されてしまう可能性もあるため、仕方なく現在の価格で取引を続けている。（警備業）
- ▲コロナ禍以降は飲食業界も厳しく、価格改定を半年前から案内しているが許可がもらえない。無理にお願いしきれないだろうという立場を利用して、はぐらかされている。（飲食サービス）

②【支払条件の改善】

- ここ数年で大手企業は現金支払いに変更となってきた。小規模会社では手形も若干残っている。（化学産業）
- ▲支払条件の変更(手形→現金100%)の際、条件として利息以上の値下げ要請があった。不本意であったが、現金への変更を重視し要請を受け入れざるをえなかった。（建設機械産業）
- ▲数年前に手形から電債に変更となったが、サイトが120日を超えるものとなっている。（計量機器・分析機器産業）
- ▲システム開発は3ヶ月～半年を要し、契約期間は納品終了まで。支払いは納品後で、途中で工程を分割した受注・支払い契約はない。（情報サービス・ソフトウェア産業）

③【型取引の適正化】

- 親事業者からの要請で、抜型の保管、廃棄、返却についての契約を締結。契約の概要は、1年以上未稼働の抜型は1型当りの月額保管料を親事業者が支払い、廃棄または返却をする場合は親事業者への確認と、廃棄、返却に係る費用は親事業者が支払うこと。（紙・紙加工品製造業）
- ▲金型代は製品の量産開始月からの24回均等払い。（自動車）
- ▲型保管のために外部倉庫を借りており月額の倉庫代は十万円を超える。全て当社負担である。廃棄申請をしても回答が得られず、長期間保管をせざるを得ない。（自動車）

④【知財・ノウハウの保護】 ※（）内は下請事業者業種/系列最上位業種

- 親事業者の製品の梱包材を受託製造。同梱包材を競合他社に模倣されたくないとの親事業者の意向で特許の共同出願を行っている。その費用は、全額親事業者の負担である。（パルプ・紙・紙加工品製造業/その他の製造業）
- ▲工場見学の際、ビデオ撮影されたこともある。申し入れを断ると取引停止を匂わされる。（プラスチック製品製造業/電機・電子・情報通信機器産業）
- ▲親事業者からCADデザインデータ数十点の無償提供の要請を受け、当社からやむを得ず提出した。（生産用機械器具製造業/紙・紙加工品産業）
- ▲見積書を提出したが受注に至らなかった。その際に要求され無償で提供した設計図が当社の名前を消して他社に渡されていた。（金属製品製造業/建設業）

⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

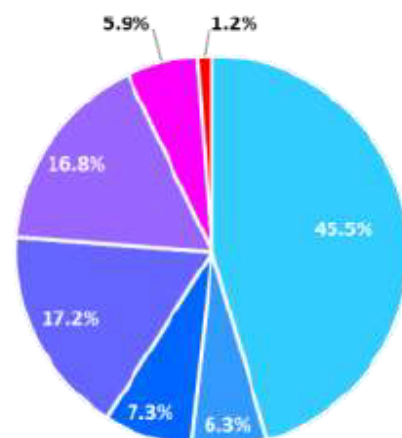
- 働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。（産業機械）
- ▲親事業者が自らの業務効率化のためEDIを導入しているが、仕様を業界で統一しようという考えがなく各社独自のシステムのため、運用が負担である。（電機・電子・情報通信機器産業）

(参考4) 下請Gメンによる生声 トラック運送

トラック運送

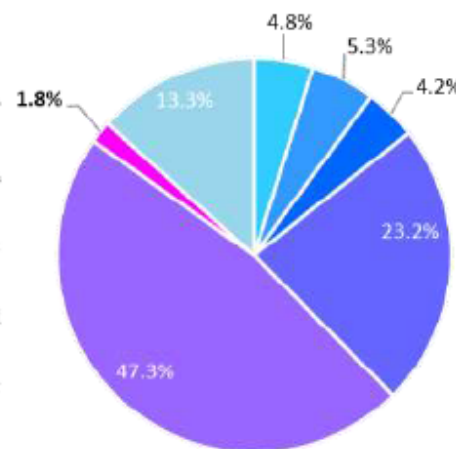
【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

直近6ヶ月間の価格交渉の協議



- 1. 発注側企業に協議を申し込み、話し合いに応じてもらえた。(協議の結果、価格が変更されなかった場合も含む)
- 2. コスト上昇分を取引価格に反映させるため、発注側企業から協議を申し込まれた。
- 3. コストが上昇していないため、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- 4. コストは上昇しているものの、自社で吸収可能と判断したため、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- 5. 発注量の減少や取引を断られるおそれがあること等を考慮し、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- 6. 発注側企業に協議の申し込みを行ったが、応じてもらえなかった。
- 7. 取引価格を減額するために、発注側企業から協議を申し込まれた。(協議に至らない一方的な通知を含む)

直近6ヶ月間の価格に転嫁できた割合



- A: 10割
- B: 9割～7割程度
- C: 6割～4割程度
- D: 3割～1割程度
- E: 0割(費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- F: マイナス(費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- G: 価格改定は行われていない(費用が上昇していないため)

n=495

<下請Gメンヒアリング等による生声>

○親事業者から基本価格の見直し(値上げ提案)があった。1月から交渉し、3月から最新の燃料代・労務費等の転嫁した価格を適応することで合意した。自社の要望以上の合意結果となった。

○運輸燃料代について、2021年9月の交渉に続き、3月末に第2弾の増分交渉を行った。今回も数週間です承された。

○物流会社の段ボールケースの製造を受託している。2月の大手紙メーカーの一斉値上げで、発注元に値上げ要請。大きい企業ほど、交渉のテーブルに着いてくれた。全体として10%程度上げてもらい、これまでにないアップ率になった。

▲運輸燃料代の高騰をうけて価格転嫁を交渉したが、2021年秋はゼロ回答。再挑戦したが、現在まで無回答が続いている。

▲エネルギーコスト(燃料)の上昇分を中心に、年に4回運送料金を見積り、価格交渉を行っているが、毎回断られ先行きが見えない。

▲建材関係の運送を受託しているが、全国規模で運賃基準が一律であり、個別交渉は非常に難しく、要請しても交渉が進まない。

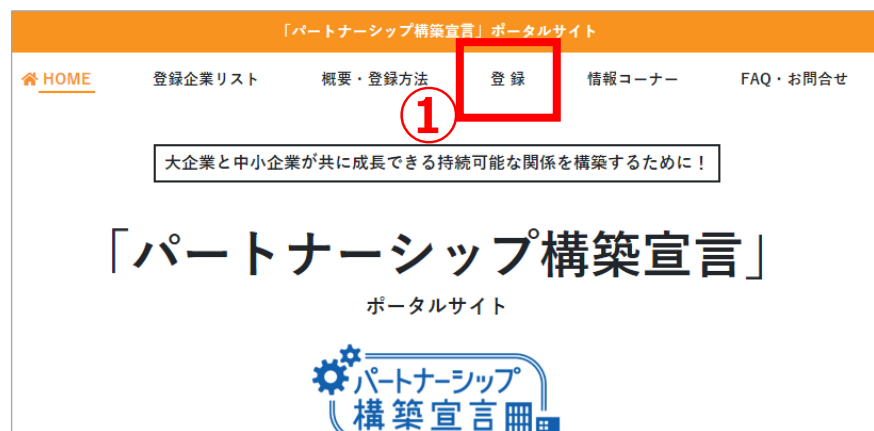
▲料金増をしなければ経営上も厳しいが、以前、交渉を申し入れた際、他社是对応できていると転注・発注減を匂わされ、交渉の申入れ自体を躊躇している。

▲燃料価格高騰が激しいため、燃料サーチャージ制導入を依頼したが、断られた。これによって、従業員の賃金引き上げはできない状況になっている。年に1回の価格交渉はあるが、荷主と物流会社の力関係で交渉しても要求どおりには認めて貰えない。

(参考5) パートナースシップ構築宣言 登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文を作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。(宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。)

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック



② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

パートナーシップ構築宣言 ひな形 **パートナーシップ構築宣言 記載見本** **パートナーシップ構築宣言 記載要領**

企業名 ※法人格と社名の間は空けないでください。 **必須**

企業名 (ふりがな) ※法人格は入力しないでください。 **必須**

法人番号 ※詳細は 国税庁HP をご覧ください。
※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 **必須**
☐ 個人事業主

主な業種 (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選) **必須**

...

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

■ 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について **必須**

「ひな形」の“2.「振興基準」の遵守”の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型（主に製造業における金型等）を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

☐ 型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

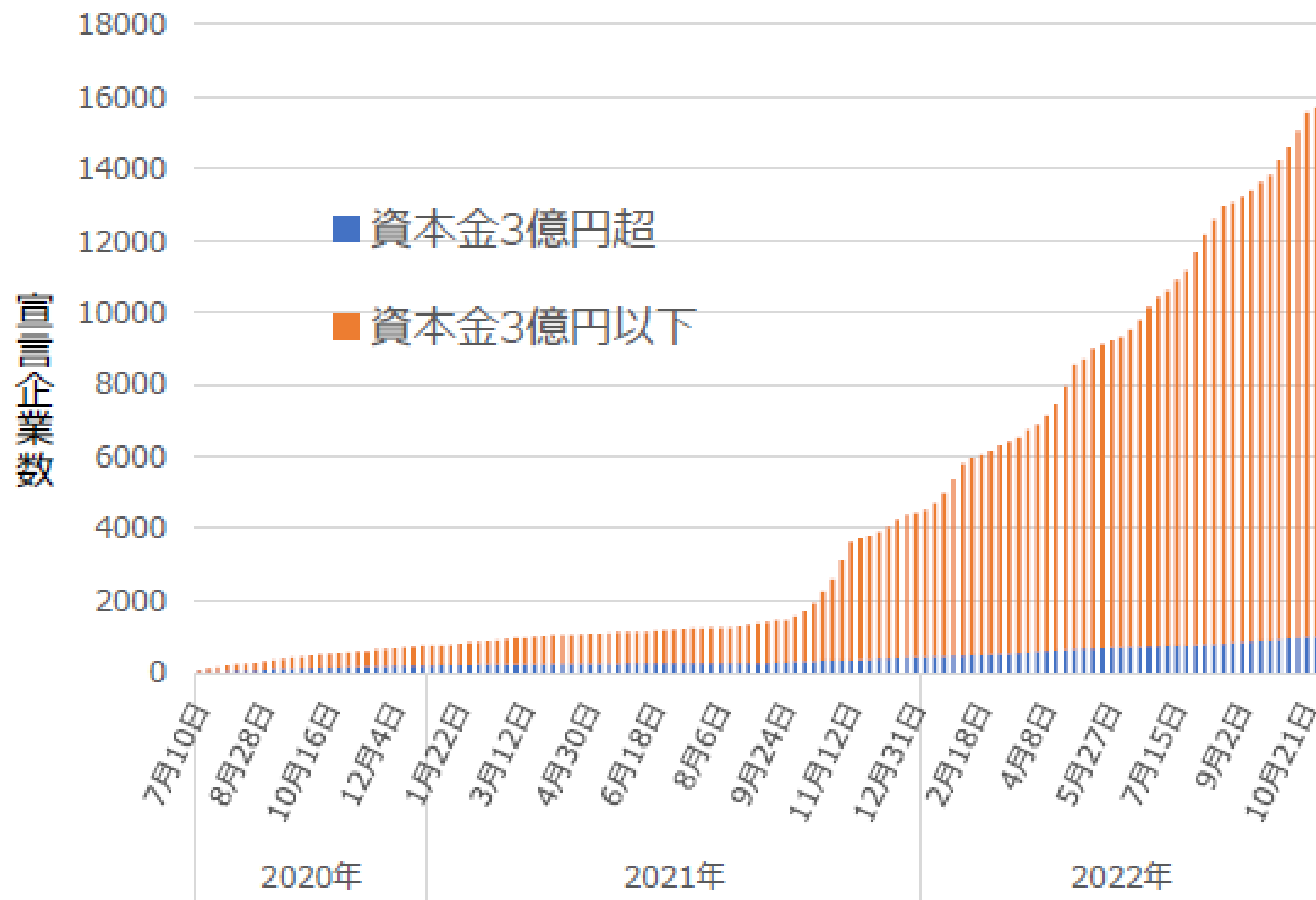
ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。
※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他（任意記載）欄に赤字で記載されている（例）文、以上の説明・例示箇所（いずれも赤字記載）が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

5

入力内容の確認

(参考6) パートナーシップ構築宣言 宣言数の推移



(参考7) パートナースhip構築宣言 宣言の作成 ひな形①

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない
場合は②不要

(参考 7) パートナースhip構築宣言 宣言の作成 ひな型②

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名



詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。